

統合準備委員会について

1 統合準備委員会

「統合準備委員会」とは、「茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱（別添資料を参照）」に規定され、市内の小・中学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するため、統合する学校の組合せごとに設置するものです。

「南中学校・早野中学校統合準備委員会」では、統合校の校名・校歌・校章をどうするのかなど、両校の統合準備に資する事項について協議・検討を行います。また、両校の教職員等で組織する学校統合準備会にて協議された結果の報告を受けます。

茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱【抜粋】

（設置）

第1条 茂原市立小学校又は中学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するため、統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を統合する学校の組合せごとに設置する。

（所掌事務）

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) 統合する学校の統合準備に関すること。
- (2) その他統合に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 準備委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 統合する学校の保護者を代表する者
- (2) 統合する学校の通学区域内の住民を代表する者
- (3) 統合する学校の教職員を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（教育委員会への報告）

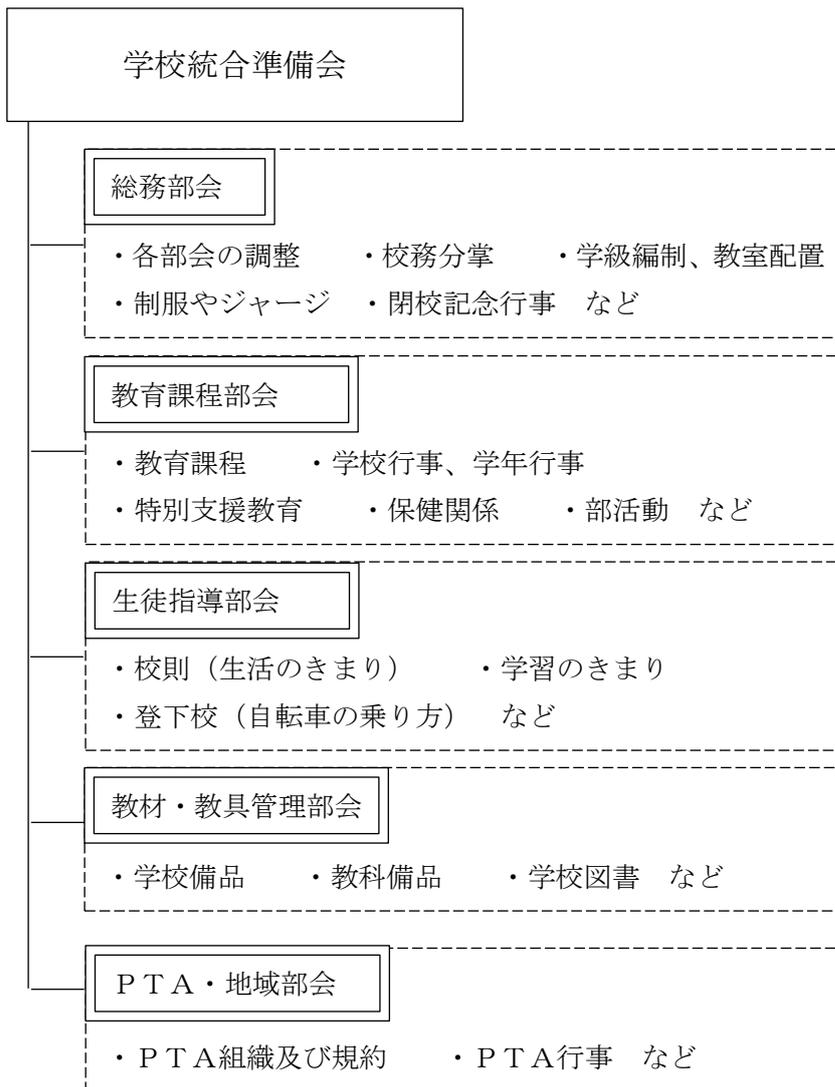
第9条 準備委員会は、第2条に規定する事項の協議及び検討結果について、教育委員会へ報告するとともに、市民への広報に努めるものとする。

2 学校統合準備会

学校統合準備会は、両校の教職員等により、統合校の教育課程、学校行事、生活のきまり、制服やジャージ、PTAの運営等について部会を設置し、両校が円滑に統合校へ移行できるよう協議・検討を行います。

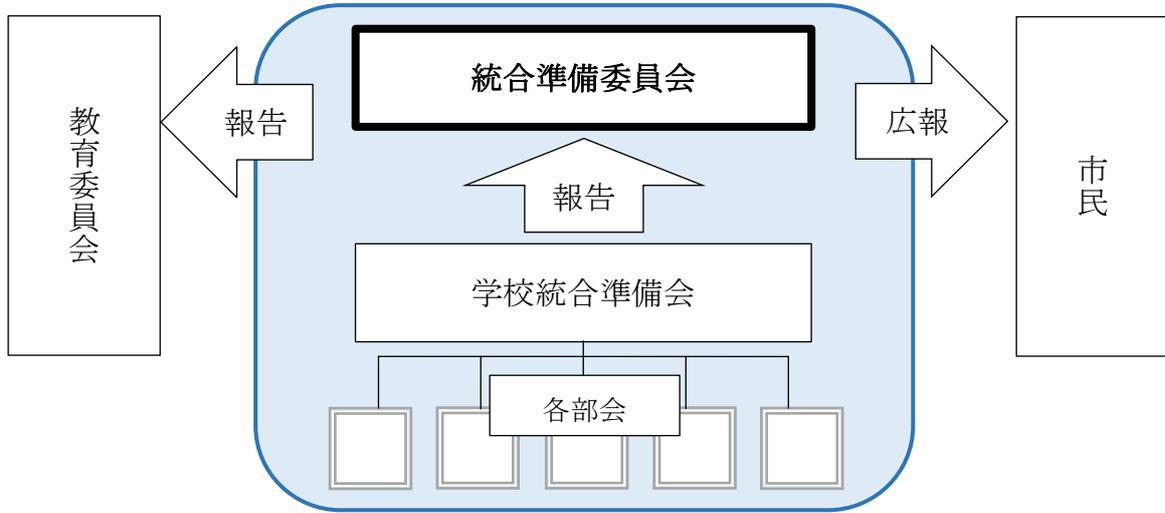
学校統合準備会で協議された結果は、統合準備委員会に報告されます。

<学校統合準備会の組織のイメージ>



※その他、学校間で必要に応じて実行委員会等を組織して統合に係る準備を進める。

3 統合に向けた組織図



4 統合に向けたスケジュールのイメージ

年度 項目	R6	R7	R8
茂原市立中学校 設置条例	令和7年3月議会 ● 条例改正議案の提出		R8・4・1 統合予定
統合準備委員会 (保護者・住民・ 学校で組織)	協議・検討の状況に応じて4～7回程度開催 → 校名・校歌・校章、通学道路 等 →		
学校統合準備会 (学校間の教職員 等で組織)	報告 → 教育課程、学校行事、生活のきまり 制服・体操服・ジャージ 等 →		
情報発信	→ 統合準備委員会だより 市公式ウェブページなど →		